

犯罪被害を受けた方や

その家族の方などを支援します

犯罪に遭った方や、その家族又は遺族の方が、平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、「知多市犯罪被害者等支援条例」を令和4年12月23日に制定しました。

犯罪被害者等の権利利益を保護することや、受けた被害の回復・軽減と生活の再建を図るための支援などを定めることで、犯罪被害者等を支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる社会を目指します。

主な支援内容

・相談、情報の提供等

犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供します。

・経済的負担の軽減

犯罪被害者等が受けた被害の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行います。

・日常生活支援

日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活に必要な支援を行います。

・居住の安定

犯罪等により、住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るために必要な支援を行います。

市民・事業者の皆様へのお願い

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調等に悩まされることがあります。

⇒ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう、十分な配慮をお願いします。

広げよう支援の輪

～あなたの思いやりと理解が犯罪被害者等の支えになります～

